

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第23条関係）</p> <p>徴収額（本人又は扶養義務者）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項及び同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>（1） 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出する場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</p> <p>（2） 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～10 [略]</p> <p>別表第2（第23条関係）</p>	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p>徴収額（本人又は扶養義務者）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>（1） 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号又は地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</p> <p>（2） 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～10 [略]</p> <p>別表第2（第23条関係）</p>

徴収額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項及び同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村住民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出する場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3～6 [略]

別表第4（第24条関係）

自己負担限度額

[略]

備考1 [略]

2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない

徴収額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号又は地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

別表第4（第24条関係）

自己負担限度額

[略]

備考1 [略]

2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないも

ものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出する場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3～5 [略]

ものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号又は地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項及び第23条第1項本文並びに第27条第1項第3号及び同条第2項に規定する措置（以下この項において「措置」という。）並びにこの規則の施行の際現に行われている措置のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該措置のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した措置に係る徴収額については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第2の規定は、施行日以後に開始される法第20条第1項に規定する療育の給付（以下この項において「給付」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該給付のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付に係る徴収額については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別表第4の規定は、施行日以後に開始される法第21条の5に規定する医療の給付等（以下この項において「給付等」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付等のうち施行日以後の期間に対応する分に係る自己負担限度額について適用し、当該給付等のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付等に係る自己負担限度額については、なお従前の例による。